

さかい



農委だより

新春号

令和4年

(第116号)

編集・発行 堺市農業委員会

堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-6825(直通)
FAX 072-228-7410

11月25日(木)、JA堺市営農センターにおいて、
堺市農産物品評会(農産物展示部門)が開催されました。



新型コロナウイルス感染症まん延防止対策として、令和3年度も「堺市農業祭」は残念ながら中止となりました。

しかし、「生産者自ら実りの秋を喜ぶ」という本イベントの趣旨を汲み、通例、農業祭の中で行われる農産物の品評会が開催され、この日は展示部門として農業者の皆さんのが心を込めて生産された農産物計90点について審査を行いました。

また、先に審査された果菜類立毛部門21点と併せ、堺市長賞、堺市農業協同組合長賞、堺市農業委員会会長賞など各賞についての協議を行いました。(審査結果については、堺市ホームページで発表する予定です。)

«堺市農産物品評会は堺市農業祭運営協議会が主催で行っています。»

新年のご挨拶

農業委員会会長 檀野 隆一



皆様、明けましておめでとうございます。

日頃は本農業委員会活動にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、引き続き新型コロナウイルス感染症のまん延により、大阪はもとより、日本各地での緊急事態宣言の発出や、感染者の方の病床確保が困難になるなど、危機的な状況が長く続いた年でした。

しかしながら、ワクチン接種が進み、感染者も減少傾向になるなど、少しづつ明るいきざしも見えつつあります。

残念ながら、例年11月に開催していた「堺市農業祭」は、イベントとして行うことによる密集を避けるため、2年続けての中止となりました。しかし、同祭で行われていた農産物品評会については、令和3年の、同じ11月に開催されました。このような時期だからこそ、農業者の皆さんの努力が目に見える形で評価されたことを、大変うれしく思います。

また、堺市では農業振興の基本計画である「堺市農業振興ビジョン」について、令和4年改定に向け現在作業を進めており、私も検討懇話会の委員として参画しているところです。

今後とも市、農業協同組合、実行組合、そして農業委員会が協力しあって都市農業振興という同じ方向をめざすことが必要です。また、農業委員会としても遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積・集約、農業への新規参入の促進に向け、ますます活動を進めるべく、決意をあらたにしております。

今後とも皆様の温かいご支援・ご協力を願い申し上げまして、新年のご挨拶に代えさせていただきます。

農地パトロールの実施結果をお知らせします

令和3年度農地パトロール（利用状況調査）を、8月に行いました。利用状況調査は、遊休農地の実態把握と発生防止などの目的で農業委員会が年1回おこなうことが義務付けられているものです。

今年度から「遊休農地調査」と「荒廃農地調査」を統合することになり、利用状況調査に関する国への報告の内容や実施の内容が見直されました（主な変更点は以下の4つ）。

① 「1号遊休農地」を荒廃状況に応じて区分

緑区分：草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地

黄区分：草刈り等により直ちに耕作することはできないが、基盤整備等の実施により再生可能となる農地

② 農地所有者への利用意向調査等の実施時期の見直し

利用意向調査実施時期：「11月末」を「利用状況調査後、直ちに実施」に変更

利用意向調査の回答期限：「翌年1月末」を「意向調査後1か月以内」に変更

③ 遊休農地に対する措置状況の、報告時期の前倒し

利用状況調査の「翌年11月末時点」を「利用状況調査年度の3月末時点」に変更

④ 1筆毎に詳細なデータを把握

利用状況調査の結果（遊休農地の区分等）、利用意向調査の結果及び解消状況等の遊休農地の動態、裁定や非農地判断の状況等を筆毎に把握

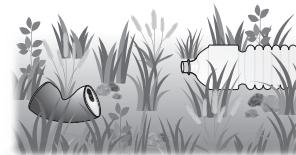
★今年度の利用状況調査の結果は下記のとおりです（令和3年10月末現在）。

調査前の耕作放棄地面積 128,828m²に対し、調査後の耕作放棄地面積 120,340m²

耕作放棄地解消面積 13,295m²（内訳：自己耕作等 6,652m²・ 転用 6,643m²）

農地の所有者には、農地法第2条の2の規定に基づき、農地を適正に利用する責任があります。

遊休農地（耕作放棄地）と判断された農地については、農用地利用集積計画制度による貸借のあっせんをおこなったり、地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員による耕作指導など、農業委員会においても解消に向けた取組を行っていくことになります。



農地の貸し借り情報

農委だより・「夏号」において、農業経営基盤強化促進法に基づく農地貸借制度（農用地利用集積計画制度）についてお知らせしました。皆様から寄せられた情報の中で、次の土地が現在、**借手を募集中**です。どうぞお気軽に、農業委員会（1ページ）まで、お問合せください。

区	町名等	場所	区分	面積 (アール)
中区	田園	鶯谷公園南東側	田	16
	伏尾	上池東側	畠	20
	伏尾	上池北側	畠	27
	辻之	菰田池北側	田	37
	陶器北	老ノ池北西側	田	6
西区	太平寺	御池北側	田	12
	太平寺	ベスピア南側	畠	5
	太平寺	馬場池北側	田	11
北区	中村町	北八下小学校北側	田	10

※1アール=100m²

区	町名等	場所	区分	面積 (アール)
南区	稻葉	小田之池南側	田	12
	大庭寺	咄池南側	田	10
	梅	原山ひかり小学校北側	田	18
美原区	大饗	美原こども館やかみ北側	田	10
	大饗	美原こども館やかみ西側	田	29
	菅生	菅生公民館北東側	田	7
	平尾	おくの整形外科東側	田	10
	平尾	さつき野東3丁目南側	田	16
	真福寺	白池西側	田	11

「防災協力農地」への登録を、是非お願いいたします

防災協力農地は、地震などの大規模な災害が発生したとき、市民の皆さんのお避難場所や災害復旧用の資材置場などに使用する農地です。

令和3年11月現在、堺市内で、約8ヘクタールの農地を登録していただいている。

同農地へのさらなる登録にご協力ををお願いします。

防災協力農地として登録をお願いしたい土地は、①生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 ②おおむね300m²以上の一団の農地 ③既に登録されている防災協力農地に接する農地のいずれかに該当するものです。

詳しくは、農水産課（072-228-6971）へお問合せください。



知
つ
ト
ク
！
コ
ラ
ム

相続税・贈与税における農地の評価額は、どのように計算するのでしょうか？

★農地の評価額は、①純農地、②中間農地、③市街地周辺農地、④市街地農地の4種類に区分して計算します。

(1) ①純農地、②中間農地の評価

$$\text{固定資産税評価額(イ)} \times \text{※評価倍率(ロ)} = \text{評価額}$$

(イ) 固定資産税納税通知書の課税明細書に記載されています。

(ロ) 一定の地域ごとに定められた倍率です。

(2) ③市街地周辺農地の評価

$$\text{市街地農地であるとした場合の価額(下記(3)の評価額)} \times 0.8 = \text{評価額}$$

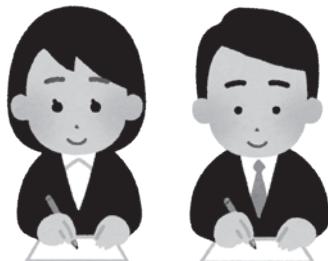
(3) ④市街地農地の評価

$$\{(農地が宅地であるとした場合の1m²当たりの価額(ハ)) - (\text{※1m²当たりの宅地造成費(ニ)})\} \times \text{地積(m²)} = \text{評価額}$$

(ハ) ※路線価が定められている地域にある農地の場合は、路線価×奥行価格補正率等で計算します。路線価とは、道路に面する宅地の1m²当たりの価額のこと、年分ごとに定められています。なお、路線価図では1m²当たりの価額が千円単位で表示されています。

(二) 平坦地と傾斜地を区分して一定の地域ごと、年分ごとに定められています。

※「評価倍率」・「1m²当たりの宅地造成費」・「路線価」は、国税庁のホームページの「路線価・評価倍率表」で調べることができます。



★なお、上記の4種類の農地と、農地法や都市計画法等との関係については次のとおりです。

①純農地…農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内の農地、又は転用未許可の農地のうち甲種農地若しくは第1種農地である農地（価格事情が第3種農地及び第2種農地に準ずる農地を除く）

②中間農地…転用未許可農地のうち、第2種農地である農地（価格事情が第2種農地に準ずる第3種農地及び第1種農地を含む）

③市街地周辺農地…転用未許可農地のうち、第3種農地である農地（価格事情が第3種農地に準ずる第2種農地及び第1種農地を含む）

④市街地農地…転用許可済農地、又は転用未許可農地のうち市街化区域内にある農地

【橋本 雅世 農業委員（税理士）】■個別ケースのご質問等は、税務署又は税理士にお尋ねください。

地区別農業委員会研修会において、

西尾朝嗣農業委員が永年在任者表彰を受けました



令和3年10月26日、泉佐野市エブノ泉の森ホールで、（一社）大阪府農業会議主催で開催された「地区別農業委員会研修会」において、西尾朝嗣農業委員が、通算10年間の農業委員在任について表彰されました。

研修会には堺市農業委員・農地利用最適化推進委員が出席し、大阪府農業会議の鈴木成専務理事による「農業、農地をめぐる最近の動きと農業委員会の果たすべき役割」についての講演と、北海道大学の小林国之准教授による「農政改革の先にあるもの」についての講演を聴講しました。

「野焼き」に関するお願い

「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。

農業でやむをえず行われる、「稻わら等の焼却」については例外とされていますが、風向きや場所によっては、付近住民の方への「迷惑」となるため、十分な配慮をしていただこう、お願ひいたします。



全国農業新聞（全国農業会議所発行）

■どんな記事が載ってるの？農業者の方が（農業者以外の方にも！）知って役立つ情報がたくさん！連載や、特集記事も楽しみのひとつ。農業に関する制度の動きも、よく分かりますよ。

■一般新聞もとってるしなあ。高いんじゃないの？「税込・送料込」で月額 700円 です。

■毎日読むのは大変…！週1回の発行（月4回・金曜日）なので、どうぞじっくりお読みください。

★興味を持たれた方は

インターネットで 全国農業新聞 検索

電話でのお問合せは 06-6941-2701

（大阪府農業会議）まで



見本紙も請求できます！

ご購読申込を、お待ちしています!!

農業委員 × 食育 インタビュー

「食育」とは、食の知識や食を選択する力を身に着け、健全な食生活を実践できるよう育むことです。その内容には規則正しく栄養バランスのとれた食事をとること、食を通じたコミュニケーション、自然の恵みへの感謝などが含まれます。堺市の食育推進計画を検討・策定・評価する「堺市食育推進ネットワーク会議」には、農業委員(北井秀信 会長代理)も、委員として参画しています。北井委員に、食育に関するお話を伺ってみました。



北井 会長代理

事務局: 北井委員は小学校の元校長先生で、かつ、長く続く農家の後継者でもいらっしゃいます。こどもたちへの「食育」に関する事にも、色々な思いや、ご経験があるのではないでしょうか。

北井委員: 「食育」という言葉が強く意識されるようになったのは、「食育基本法」が制定された平成17年頃からと思いますが、それ以前にも、もちろん学校では同じようにこどもたちへ「食の学び」を推進していました。例えば、食事の始まりと、終わりのあいさつについてもそうです。「ご馳走（ちそう）さま」という言葉の由来には、「客へのもてなしのため、馬を走らせ食材を集めた」ことへの感謝の意味が含まれています。

事務局: 食事への感謝というと、食材をつくってくれた生産者の方への感謝にもつながりますね。

北井委員: そうですね。勤務していた学校では、朝ごはんを食べて来れないなど、いろんな家庭環境のこどもがいましたが、しかし、お昼には栄養バランスのとれた給食が摂れる。給食の献立は、栄養士さんが栄養バランスを考え、様々な食材で作成したもの。そしてその食材は、生産者あってのことですから。

事務局: 新型コロナウイルス感染症の影響で、2年続けて中止となりましたが、堺市農業祭のプレイベントとして、堺市・農協・農業委員会の共催で、小学生の農業（収穫）体験も行っています。

北井委員: まわりに農地が少ない都市部の学校では、土や作物に直で触れる、とてもいい経験になりますね。これも食育のひとつです。

事務局: そのように、地元でとれた新鮮な野菜や米などを、学校の給食に取り入れていけると、こどもたちの地域農業に対する思いが、もっとふくらみそうですね。

北井委員: 地元産の食材を給食に取り入れる取組は、実際に行われていると聞いています。さらに広げていくには、生産量の安定的な確保など、様々な課題はあるとは思いますが、地産地消の推進にもつながりますし、地域愛や食育推進の観点からも推進していくといいな、と思います。

農業者年金 加入者を募集中！

農業者年金は、あなたの積立額と運用益に応じて終身、年金が支給される「確定拠出型年金」です。高齢化社会における、将来の不安を軽減します。若い方、そして平均寿命の長い女性の加入について重点募集中。関心を持たれた方は、是非、詳細についてお問合せください。

保険料は収入に合わせて自由に変更できる！ 一定の要件を満たすと保険料に「国庫補助」が受けられる！



《お問合せ》
インターネット
農業者年金基金で検索



電話03-3502-3199
(独立行政法人 農業者年金基金)

～令和4年1月から保険料が月額1万円から引き下げられ(一定の要件を満たす方)、加入の内容が広がりました。4月からは年金受給開始時期の選択肢が広がり、5月からは加入可能年齢が65歳までに引き上げられます。～

農業委員会活動パネル展を開催

令和4年2月1日(火)から4日(金)まで、堺市役所本館エントランスにおいてパネル展を開催します。農業委員会の仕組や活動内容について展示しています。是非お立ち寄りください。



「堺のめぐみ」が新しくなりました。 地産地消をともに推進しましょう!!



堺産農産物「堺のめぐみ」のロゴマークが令和3年10月から新しくなり、野菜・果物は全品目が対象になりました。

「堺のめぐみ」を使った加工品にもマークを付けることができます。詳しくは、

堺市地産地消推進協議会

(事務局: 堀市農水産課 電話072-228-6971)
までお問合せください。